

1 当社と郵便局との関係

当社（株式会社かんぽ生命保険）は、日本郵政グループ会社の1つです。
日本郵便株式会社（郵便局）に、当社の業務の一部を委託しています。

- 当社は、保険契約の募集業務、保険料の収納業務、保険金の支払請求などの業務の一部を日本郵政グループの日本郵便株式会社（郵便局）に委託しています。

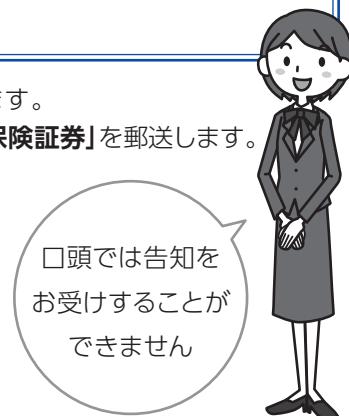
2 生命保険募集人と契約の成立

当社の商品を取り扱う生命保険募集人（郵便局や当社の支店の社員）は、保険契約の締結の代理権や告知の受領権はありません。生命保険募集人に対して、口頭で伝えても当社に告知したことにはなりません。

- 保険契約は、お客さまからの申し込みに対して当社が承諾したときに成立します。
- 当社が契約の申し込みを承諾したときには「承諾の通知」に代えて、ご契約者に「保険証券」を郵送します。
- 基本契約または特約の復活などをする場合にも、当社の承諾が必要です。

当社の承諾が必要な例

- 基本契約または特約の復活
- 特約の中途付加
- 保険契約の全部転換
- 特約のみの転換
- ご契約者の変更



口頭では告知をお受けすることができません

3 健康状態などの告知

申し込みのときには、「健康状態」などについて、正しく告知してください。

▶ 1 告知

●生命保険は多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。初めから健康状態の良くない方などが無条件で契約すると、保険料負担の公平性が保たれなくなります。このため、ご契約者や被保険者には公平性を保つためのルールとして「告知義務」があります。

●契約に当たっては、過去の傷病歴（傷病名、治療期間など）、現在の健康状態や身体の障がいの状態などに関する、当社が「質問表（告知書）」※①で尋ねる事項について、事実をありのままに正確にもれなく記入（告知）していただく必要があります。

⚠ ご注意

- 当社の商品を取り扱う生命保険募集人（郵便局や当社の支店の社員）※②には告知受領権がないため、口頭で伝えても当社に告知したことにはなりません。

■ 約款参照…………普通終身・特別終身・普通終身（低解返）・特別終身（低解返）「第15～17条」、総医（低減型）・総医（無解返）「第19～21条」、先進（無解返）「第16～18条」

※①……………当社所定の端末を使用する方法を含みます。

※②……………「生命保険募集人と契約の成立」

▶2

告知義務違反による解除

- 当社に告知する内容は「質問表(告知書)」に記載しています。
- もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、**保障(責任)開始の日***①(復活のときは復活日)を含めて2年以内であれば、当社は「**告知義務違反**」として基本契約または特約を解除することがあります。
- 保障(責任)開始の日(復活のときは復活日)を含めて2年を経過していても、保険金の支払事由や保険料の払込免除事由が2年以内に発生していたときには、基本契約または特約を解除することができます。この場合、原則として**保険金の支払いや保険料の払込免除を行うことはできません**。
- 当社は、すでに保険金を支払ったときには、その返還を請求し、すでに保険料の払込免除をしたときには、その払込免除を取り消し、保険料の払い込みを請求します。
- 基本契約または特約を解除したときに、返戻金があれば、ご契約者に支払います。

⚠ ご注意

- 「告知義務違反の内容が特に重大な場合」には、保障(責任)開始の日(復活のときは復活日)を含めて2年を経過していても、詐欺による取り消しとし、保険金の支払いや保険料の払込免除ができないことがあります。
例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症(過去にかかったことのある病気)、現症(治療中の病気)などについて故意に告知しなかった場合」などが該当することがあります。
- この場合、すでに払い込んだ保険料は返しません。

当社が契約を解除できない例

- ①生命保険募集人が、告知することを妨げたとき
- ②生命保険募集人が、告知しないことや、事実でないことを告げることを勧めたとき
- ③当社が解除の原因を知った時から1ヶ月間契約の解除を行わないとき

ただし、上記①または②に該当する場合、仮にそうした生命保険募集人の行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたか、または、事実でないことを告げたと認められるときは、当社は基本契約または特約を解除することができます。

▶3

健康に不安のある方でも契約を引き受けできる場合があります。

- 傷病歴などを告知した場合には、基本契約または特約の申し込みを引き受けできないときもありますが、告知内容によっては引き受けできるときもあります。
- 当社では、健康に不安のある方でもご加入いただきやすい「**引受基準緩和型商品**」を販売していますので、ご検討ください。

*①しおり14P参照…「契約の保障(責任)の開始と契約日」

4 保険金の加入限度額など



加入限度額などの範囲内で申し込みください。



法令による加入限度額



- 当社の保険契約は、法令により被保険者1人について加入できる保険金額の限度(加入限度額)が定められています。
- 被保険者が「簡易生命保険契約」**※①**に加入しているときには、当社の生命保険に加入できる保険金額は、下記の加入限度額から、簡易生命保険契約の保険金額を差し引いた額となります。
- 加入限度額を超えた申し込みがあったときは、その申し込みは引き受けできません。
- 基本契約または特約の成立後に、加入限度額の超過が判明したときには、超過した基本契約または特約を解除することがあります。

(1) 基本契約の加入限度額

- 被保険者が満15歳以下のとき … 700万円

- 被保険者が満16歳以上のとき … 1,000万円

ただし、被保険者が満20歳以上満55歳以下の場合は、一定の条件(契約日を含めて4年以上経過した契約がある場合など)の下に、累計で2,000万円まで加入できます。

(2) 特約の加入限度額

<① ②とは別に、下表ア、イの合計で1,000万円>

ア 現在販売中の特約	<ul style="list-style-type: none"> ・無配当災害特約 ・無配当災害特約(解約返戻金低減型) ・無配当災害特約(無解約返戻金型) ・無配当災害特約(学資保険(H24)用)
イ 現在販売停止中の特約	<ul style="list-style-type: none"> ・介護特約 ・災害特約 ・災害特約(学資保険(H24)用)

<② ①とは別に、下表②-1ア、イおよび②-2の合計で1,000万円>

②-1

ア 現在販売中の特約	<ul style="list-style-type: none"> ・無配当傷害医療特約(R04) ・無配当傷害医療特約(R04)(解約返戻金低減型) ・無配当傷害医療特約(R04)(無解約返戻金型) ・無配当傷害医療特約(R04)(学資保険(H24)用) ・無配当総合医療特約(R04) ・無配当総合医療特約(R04)(解約返戻金低減型) ・無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型) ・無配当総合医療特約(R04)(学資保険(H24)用) ・引受基準緩和型無配当総合医療特約(R04) ・引受基準緩和型無配当総合医療特約(R04)(解約返戻金低減型) ・引受基準緩和型無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型)
-------------------	---

イ 現在販売停止中の特約	<ul style="list-style-type: none"> ・傷害入院特約 ・疾病入院特約 ・疾病傷害入院特約 ・無配当傷害入院特約 ・無配当疾病傷害入院特約 ・無配当傷害入院特約(学資保険(H24)用) ・無配当疾病傷害入院特約(学資保険(H24)用) ・無配当傷害医療特約 ・無配当傷害医療特約(解約返戻金低減型) ・無配当傷害医療特約(無解約返戻金型) ・無配当傷害医療特約(学資保険(H24)用) ・無配当総合医療特約 ・無配当総合医療特約(解約返戻金低減型) ・無配当総合医療特約(無解約返戻金型) ・無配当総合医療特約(学資保険(H24)用) ・引受基準緩和型無配当総合医療特約 ・引受基準緩和型無配当総合医療特約(解約返戻金低減型) ・引受基準緩和型無配当総合医療特約(無解約返戻金型)
---------------------	---

②-2

現在販売中の特約	<ul style="list-style-type: none"> ・無配当先進医療特約(無解約返戻金型) <p>※特約保険金額は一律300万円です。</p>
-----------------	---

上記①、②のほか、特約を付加する基本契約の種類などにより、加入できる特約保険金額には一定の条件があります。

- 復活の際に適用する加入限度額は、復活申込時点の満年齢で計算します。

▶2 その他の保険金額の制限

適切な保障を提供するため、被保険者の年齢などによって加入できる保険金額の制限があります。

(1) 年齢による保険金額の制限

- 被保険者の加入年齢が71歳以上の場合、基本契約・特約の別に以下のとおりです。
 - ・71歳以上で新たに加入できる基本契約の保険金額の合計は500万円
 - ・P12の(2)①の特約および(2)②-1の特約の特約保険金額はそれぞれ合計で500万円

(2) 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の保険金額の制限

- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の特約保険金額は一律300万円です。

- 上記以外にも、保険種類や特約種類によっては、ご契約のお申し込みや特約を付加する際などに、被保険者の年収などによる制限を含む一定の条件があります。

■ 約款参照…普通終身・特別終身・普通終身(低解返)・特別終身(低解返)「第19条」、災害(低減型)・災害(無解返)「第16条」、傷医(低減型)・傷医(無解返)「第18条」、総医(低減型)・総医(無解返)「第23条」、先進(無解返)「第20条」

□ Web参照…2021年12月現在の法令に基づいて記載しています。今後、法令の改正によって変更となる場合もあります。最新の情報は、当社Webサイト(<https://www.jp-life.japanpost.jp/>)で確認してください。

*①解説……独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 *②が日本郵政公社から承継した簡易生命保険の保険契約

*②解説……日本郵政公社が解散時点で保有していた郵便貯金契約および簡易生命保険契約を承継し、管理することを業務とする独立行政法人(<https://www.yuchokampo.go.jp/>)

5 契約の保障(責任)の開始と契約日



当社が契約の申し込みを承諾した場合、「申し込み」および「告知」※①がともに完了した時から、当社は保険金の支払いなどの契約上の保障(責任)を開始します。申し込みをしただけでは保障は開始されません。

▶1 保障(責任)の開始

- 当社が契約の申し込みを承諾するかどうかは、健康状態などに関する告知内容などを考慮して判断します。
- 当社が契約の申し込みを承諾したときには「**承諾の通知**」に代えて、ご契約者に「**保険証券**」※②を郵送します。
- 保障(責任)開始の日は「**保険証券**」で確認することができます。

●保障(責任)の開始時の例



- 特約(無配当先進医療特約(無解約返戻金型)を除く)の保険期間の終期は、基本契約の保険期間の終期と同じです。
- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の保険期間は10年ですが、ご契約者から更新しない旨のお申し出がない限り、10年ごとに自動更新(※)します。
(※)自動更新には一定の条件があります。詳しくは「無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の自動更新」(34ページ)をご覧ください。

▶2 契約日

- 契約日は、原則、**保障(責任)開始の日を含む月の翌月1日となります**。ただし、法人契約(ご契約者が法人)など、一定の条件を満たす場合は、契約日を保障(責任)開始の日と同一にすることができます。
- 契約日は「**保険証券**」で確認することができます。

■ 約款参照.....普通終身・特別終身・普通終身(低解返)・特別終身(低解返)「第3章」、災害(低減型)・災害(無解返)・傷医(低減型)・傷医(無解返)・総医(低減型)・総医(無解返)・先進(無解返)「第4章」

※①しおり10P参照…「健康状態などの告知」

※②しおり23P参照…「申し込み手続きの際の注意点」

▶ 責任開始の日を指定する場合の特則



ご契約者は、「責任開始の日を指定する場合の特則」を付加することにより、保障(責任)開始の日を指定することができます。

- ご契約者は、申込日の翌日から申込日の3ヶ月後の月の申込日に応当する日(申込日に応当する日がないときは、その月の末日)の間で、保障(責任)開始の日を指定することができます。
- 当社が契約の申し込みを承諾したときは、指定した保障(責任)開始の日から、当社は保険金の支払いなどの契約上の保障(責任)を開始します。
- 第1回保険料は、指定した保障(責任)開始の日からその翌月末までに払い込みください。

【例:申込日が4月15日、保障(責任)開始の日が7月15日の場合】



⚠ ご注意

- 申し込み後、指定した保障(責任)開始の日を変更することはできません。
- 指定した保障(責任)開始の日以後に告知した場合は、告知した時から保障(責任)が開始となります。
- 当社の定めるところにより、保障(責任)開始の日を指定できる期間を制限することがあります。
- 引受基準緩和型商品とのセット申込みの場合は、「責任開始の日を指定する場合の特則」を付加することはできません。

6 クーリング・オフ制度

契約に納得がいかない場合、所定の条件を満たすことで、契約の申し込みの撤回(クーリング・オフ)ができます。

- 申込者またはご契約者は、以下の【クーリング・オフができる期間】内であれば、書面による通知により、契約の申し込みを撤回(契約成立後は解除。以下「撤回など」といいます。)できます。

[クーリング・オフができる期間]

<新規申込みの場合>

- ・保険契約の申込日(セット申込みの場合は、セット申込みの申込日)
 - ・ご契約に関する注意事項(注意喚起情報)の受領日
- } のいずれか遅い日から、
その日を含めて8日以内

<保険契約の全部転換を利用して申し込む場合>

- ・転換後契約の保障(責任)開始日の前日
 - ・「転換後契約の申込日」または「ご契約に関する注意事項(注意喚起情報)の受領日」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日目の日
- } のいずれか遅い日

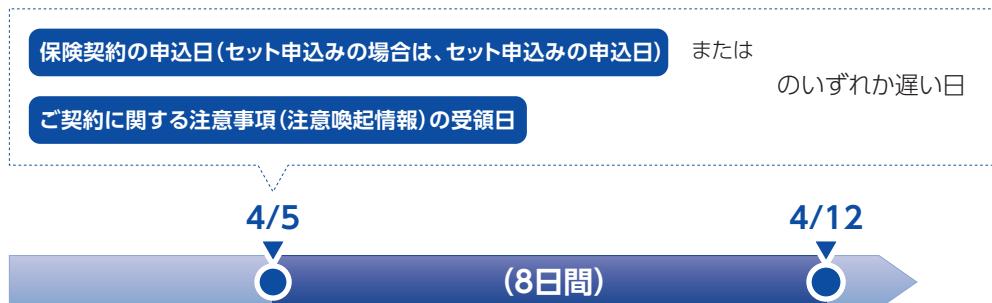
- 「標準型商品」と「引受基準緩和型商品」を同時に申し込むセット申込みの場合は、いずれか一方のみ、または両方の申し込みの撤回などをすることができます。

- 保険契約の全部転換の申し込みを撤回などした場合は、転換前契約が継続します。

- 申し込みの撤回などがあったときは、払い込んでいただいた金額を全額お返しします。

- クーリング・オフの申し出をした後に、保険証券が到着したときは、最寄りの郵便局または当社の支店にご連絡ください。

●クーリング・オフの例(新規申込みの場合)



- クーリング・オフの申し出ができる期間は、4/12までの8日間です。

- 郵送による場合は、4/12までの消印のあるものが有効となります。

[保障(責任)開始の日を指定した場合のクーリング・オフができる期間]

- 申込者またはご契約者は、次のいずれか遅い日まで、書面による通知により契約の申し込みの撤回などをすることができます。
 - 指定した保障(責任)開始日の前日
 - 「保険契約の申込日」または「ご契約に関する注意事項(注意喚起情報)の受領日」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日目の日

⚠ ご注意

- 契約の復活の申し込みのときには、クーリング・オフ制度は適用されません。

【通知方法】

●契約の申し込みを撤回などする場合には、次の方法があります。

①来店の方法

以下のものをお持ちの上、最寄りの郵便局または当社の支店に申し出てください。

- ア 申込者またはご契約者本人であることを証明できる書類
(健康保険証、運転免許証など(原本))
- イ 申込内容を確認できるもの
(保険契約申込書(お客さま控え)、申し込みの際に交付する保険契約申込受付証など)

②郵送の方法

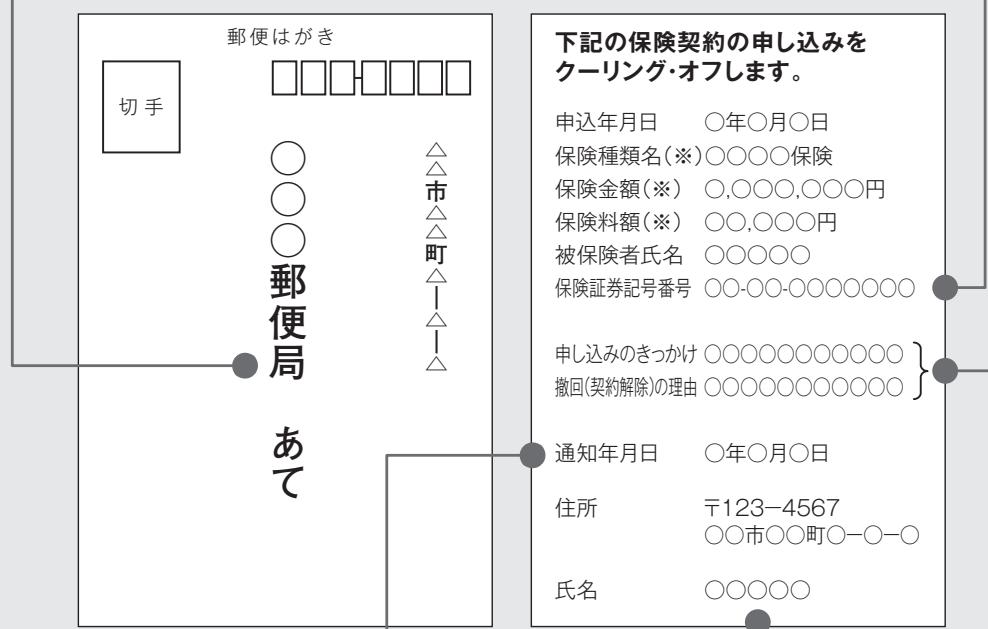
以下のはがきを、郵便局または当社の支店に郵送してください。

郵送のときは、16ページに記載の「クーリング・オフができる期間」内の消印のあるものが有効となります。

【クーリング・オフはがき記入例】

申し込みをした郵便局または申し込みをした当社の支店に郵送してください。

すでに保険証券が届いているときは、記載してください。



はがきを投函する日付を記載してください。

申込者またはご契約者本人が自署してください。

この2つの項目は差し支えない範囲で記載にご協力ください。

(※)セット申込みで両方の申し込みを撤回などする場合は、それぞれ記載してください。

7 契約転換に関する特則を付加して契約を見直した お客さまへ

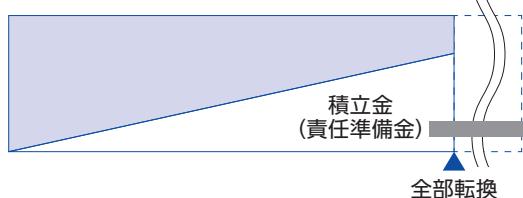


新たな契約に契約転換に関する特則を付加することで、現在の契約の全体（基本契約および特約）を新たな契約に見直す「保険契約の全部転換」ができます。

▶1 保険契約の全部転換の特長としくみ

保険契約の全部転換のイメージ

転換前契約



転換後契約

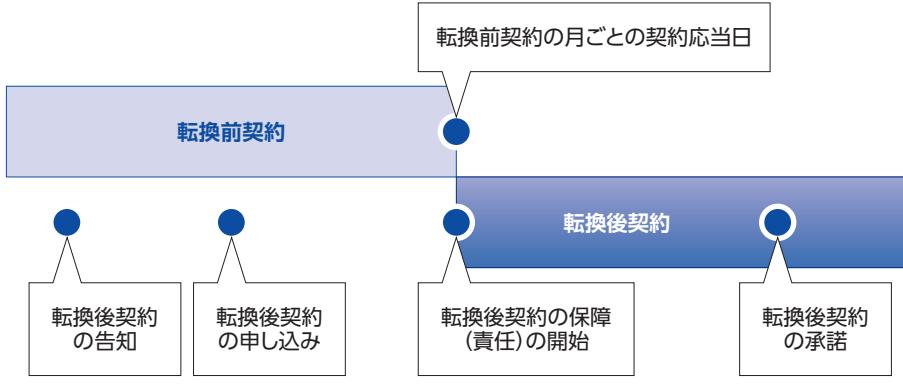
新たに保険料の払い込みが必要な部分
(◆)

充当する部分

特長	<ul style="list-style-type: none"> ●現在の契約（転換前契約）と新たな契約（転換後契約）が途切れることなく、契約内容の見直しをすることができます。 ●転換前契約の積立金（責任準備金）を転換価格として、当社の定める方法で算出した金額を差し引いて転換後契約の一部に充当し、転換後契約に引き継ぐ方法です。
告知	<ul style="list-style-type: none"> ●転換後契約の申し込みに際して、あらためて告知が必要です。健康状態などによっては転換後契約をお引き受けできないことがあります。
充当される 転換価格	<ul style="list-style-type: none"> ●転換価格は、積立金（責任準備金）から、契約者貸付の元利金および未払保険料を差し引き計算します。 ●実際に充当される転換価格を「充当価格」といいます。 ●転換前契約に、前納払込保険料の未経過分や契約者配当金などがある場合、転換価格に含めず、ご契約者に支払います。
現在の契約	<ul style="list-style-type: none"> ●転換後契約が成立すると、転換前契約は消滅します（転換後契約が成立しない場合、転換前契約が継続します。）。
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ●転換後契約で払い込む保険料は、転換後契約のうち、充当する部分を除いた、新たに保険料の払い込みが必要な部分（◆）の保険料です。 ●転換後契約には、転換後契約の契約日時点における被保険者の年齢・性別などに基づいた保険料率が適用されます。 ●予定利率が低くなることや被保険者の年齢が変わることなどにより、保険料が高くなることがあります。

保障(責任)の開始と契約日

- 当社が転換後契約の申し込みを承諾した場合、転換後契約の「申し込み」または「告知」のいずれか遅い時の直後の転換前契約の月ごとの契約応当日から、当社は保険金の支払いなどの契約上の保障(責任)を開始します。
- 転換後契約の契約日は、保障(責任)開始の日と同一の日です。



⚠ ご注意

- 新たな契約に契約転換に関する特則を付加する場合、所定の条件を満たすことが必要です。契約の種類や内容によっては取り扱いできない場合があります。
- 契約転換に関する特則を付加した新たな契約は、現在の契約と保障内容、基準保険金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、解約返戻金、契約者配当金、契約者貸付を受けることができる金額などが異なる、まったく新しい契約となります。
- 転換後契約の申し込み後は、転換後契約が成立するまで、解約、契約変更、払込方法の変更、ご契約者の変更および契約者貸付の請求など転換前契約に対する一部の手続きを行うことができません。
手続きを希望される場合は、転換後契約の申し込みを取り消してから手続きください。
- 転換後契約が成立するまでは、転換前契約の保険料を払い込みいただきます。転換後契約の成立後、払い込みいただく必要のなかった保険料は返金します。

▶2

転換後契約の特別取扱い

転換後契約には、下記に記載しているものなど保険金の支払いなどに関する特別取扱いがあります。転換後契約の特別取扱いに該当する場合、この冊子の保険金の支払いなどに関するページの記載にかかわらず、保険金の支払いなどを行うことがあります。

①転換後契約の申し込みにおいて、告知義務違反があった場合の特別取扱い

- 転換後契約の申し込みにおいて告知義務違反があり解除事由に該当する場合でも、転換前契約の保障の範囲内で、転換後契約を継続します。
この場合、転換前契約の保障の範囲を超える部分については、当社所定の基準により解除します。

取扱例

転換前契約：普通養老保険 300万円
転換後契約：定額型終身保険 500万円



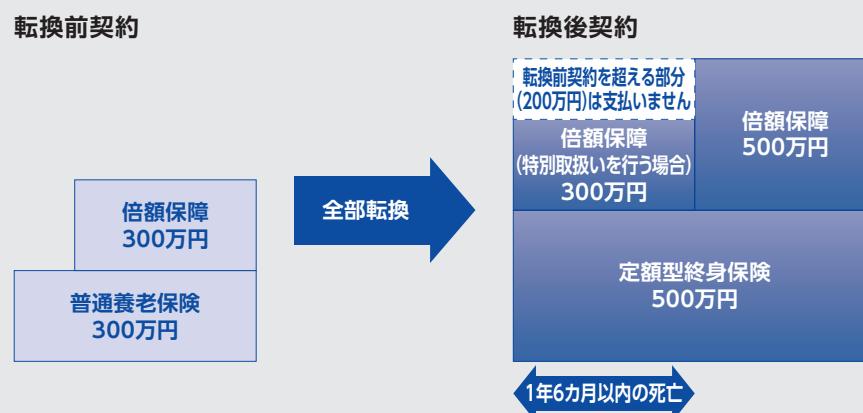
転換前契約の死亡保険金額(上記の例の場合、300万円)の保障の範囲内は継続して保障します。
なお、転換前契約の死亡保険金額を超える部分(上記の例の場合、200万円)は解除します。

②転換後契約の契約日からその日を含めて1年6カ月以内に死亡し、転換前契約の保険金の倍額支払の支払事由に該当する場合の特別取扱い

- 転換後契約の契約日からその日を含めて1年6カ月以内に死亡した場合で、転換前契約の保険金の倍額支払の支払事由に該当するときは、転換後契約の契約日からその日を含めて1年6カ月経過後の死亡とみなして保険金の倍額支払を行います。
ただし、その保険金の倍額支払の金額が、転換前契約が継続していたとすれば支払われる金額を超えるときは、その超える部分は支払いません。

取扱例

転換前契約：普通養老保険 300万円
転換後契約：定額型終身保険 500万円



転換後契約の契約日からその日を含めて1年6カ月経過後の死亡とみなして保険金の倍額支払(上記の例の場合、倍額保障300万円)を行います。
なお、転換前契約の倍額保障を超える部分(上記の例の場合、200万円)は支払いません。

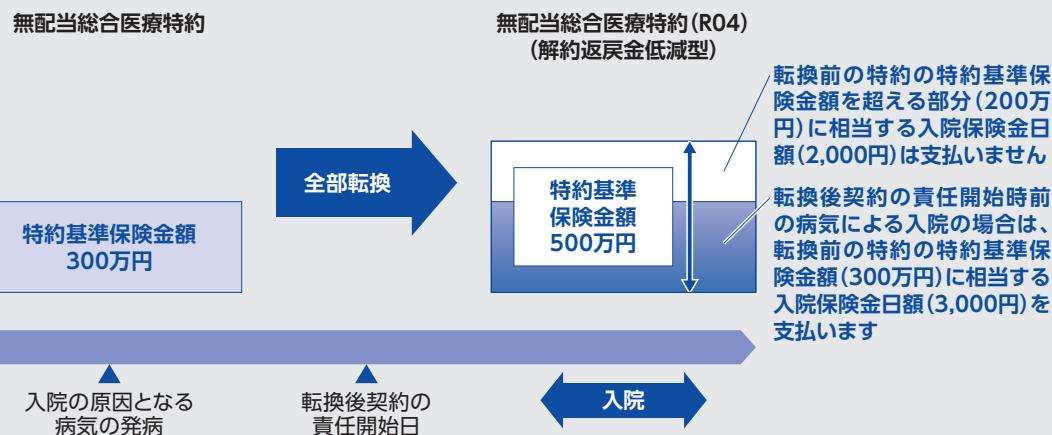
③転換後契約における特約の責任開始時前に生じた病気や不慮の事故でのケガを原因とする入院などがあった場合の特別取扱い

●転換前契約および転換後契約に入院などを保障する特約を付加している場合で、転換後契約における特約の責任開始時前に生じた病気や不慮の事故でのケガを原因とする入院などがあり、その病気や不慮の事故でのケガが転換前契約における特約の責任開始時以後に生じているときは、転換前契約および転換後契約に付加している特約の種類に応じ(※)、転換後契約における特約の責任開始時以後に生じた原因によるものとみなして保険金の支払いなどを行います。

なお、転換後契約における特約の特約基準保険金額が転換前契約における特約の特約基準保険金額を超える場合は、支払う保険金額の計算において、入院保険金日額は転換前契約における特約の特約基準保険金額に転換後契約における特約の倍率(1000分の1.0)を乗じた金額とします。

(※) 転換前契約と転換後契約とで、付加されている特約の保障対象が同じであるなど、一定の条件があります。例えば、転換前契約における特約が無配当傷害医療特約で、転換後契約における特約が無配当総合医療特約(R04)(解約返戻金低減型)の場合、転換後契約における特約の責任開始時前の発病により入院したとき、転換前契約における特約は病気を保障する特約ではないため、特別取扱いを行いません。

取扱例



上記の例の場合、該当の入院については、入院の原因となる病気が転換後契約の責任開始時前に生じていますが、転換後契約の責任開始時以後に生じた原因によるものとみなして入院保険金を支払います。ただし、この場合に支払う入院保険金日額は、転換前契約に付加されている特約の特約基準保険金額に、転換後契約に付加されている特約の倍率(1000分の1.0)を乗じて計算した額(3,000円)となります。

◆転換後契約における特約が無配当傷害医療特約(R04)(解約返戻金低減型)の場合、転換後契約の特別取扱いにより支払う保険金額は、転換前契約における入院などを保障する特約で支払った保険金額と通算して、
「転換前契約における特約の特約基準保険金額の範囲内」となります。

8 現在の契約の解約・減額などを前提に新たな契約の申し込みを検討されているお客さまへ

現在の契約の解約・減額などを前提に新たな契約の申し込みをする場合、お客さまにとって不利益となる事項があります。手続きの前に、お客さまのご意向に沿っているか十分にご確認ください。

①多くの場合、返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になります。

・生命保険は、預貯金とは異なり、払い込みいただいた保険料の一部は保険金などの支払い、契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって、現在の契約の解約・減額など(条件付解約・契約変更※①を含む)をした場合に支払う返戻金の額は、多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額となります(まったくないこともあります。)。

返戻金の額は、被保険者の年齢・性別、契約の経過年月数などによって異なりますが、特に契約後、短期間で解約・減額などをしたときの返戻金は、多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。

②健康状態によっては、新たな契約に加入できないことがあります。

・告知が必要な新たな契約の申し込みをするときは、一般的の契約と同様に「**告知義務**」※②があります。そのため、告知が必要な傷病歴がある場合などは、新たな契約の引き受けができないことや、その告知をしなかったために、新たな契約が解除または取り消しとなることがあります。

③現在の契約と比べて、保険料が高くなることがあります。

・新たな契約には、新たな契約の契約日における被保険者の年齢・性別などに基づいた保険料率が適用されるため、現在の契約と比べて保険料が高くなることがあります。

・保険料の基礎となる予定利率は、現在の契約と新たな契約とでは異なることがあります。例えば、新たな契約の予定利率が現在の契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。

④保険金の支払いなどができないことがあります。

・新たな契約の保障(責任)開始時前に生じた病気やケガを原因として、新たな契約の保障(責任)開始時以後に保険金などの支払事由が生じたときや、免責事由※③に該当したときなど、現在の契約の解約・減額などを行わなければ保険金の支払いなどができる場合でも、解約した契約や減額した部分などの保険金の支払いなどができないことがあります。

⑤現在の契約を解約・減額などした場合、それ以降は解約・減額した部分などの保障はなくなり、一度解約した契約や減額した部分などを復元することはできません。

●現在の契約の解約・減額などと同時に新たな契約の申し込みを希望される場合には、「条件付解約・契約変更」の制度があります。

「条件付解約・契約変更」の手続きをされた場合、新たな契約が成立したときに、現在の契約の解約または契約変更の効力が発生するため、現在の契約と新たな契約が途切れることなく、契約内容の見直しをすることができます。

●現在の契約を継続したまま、保障内容を見直す方法があります(「特約の中途付加」や「特約のみの転換」など)。詳しくは「保障内容の見直しを検討されているお客さまへ」(84ページ)をご覧ください。
※ご利用に際しては所定の条件を満たすことが必要です。

●ただし、上記①～⑤のとおり、お客さまにとって不利益となる事項があります。利用に際しては十分にご注意ください。

*①しおり85P参照…条件付解約・契約変更是、新たな契約の成立を条件として、現在の契約の解約または契約変更(保険金額の減額変更または保険料払済契約への変更)をする方法です(特約のみの解約または減額変更を含みます。)。詳しくは、「保障内容の見直しを検討されているお客さまへ」をご参照ください。

*②しおり10P参照…「健康状態などの告知」

*③しおり58P参照…「免責事由などに該当する場合」

9 当社からの契約内容などの確認

- 当社の担当者または当社が委託した者が、契約の申し込み後または保険金などの請求の際に、申込内容や請求内容について確認をする場合があります。
- 確認の際にはご協力を願います。

10 申し込み手続きの際の注意点

▶1 申込書、質問表(告知書)は本人が記入してください。

- 申込書、質問表(告知書)***①**は重要な書類です。ご契約者、被保険者本人が記入してください。
(注)ペーパーレス申し込みの場合は、ご契約者、被保険者本人が申込内容および告知内容を画面で十分に確認の上、署名してください。

▶2 保険金受取人、指定代理請求人***②**を指定し、「登録ご家族」***③**を登録してください。

- 万が一のときや病気やケガのときに、保険金などの円滑な請求手続きを行うためにも、申し込みの際には、保険金受取人および指定代理請求人を指定してください。
- ご契約者本人からのお問い合わせが難しい場合や、ご契約者へのご連絡ができない場合でも、大切なお知らせをご家族にお伝えすることができるよう、「登録ご家族」を登録してください。
- ご契約者から保険金受取人、指定代理請求人および「登録ご家族」の方へ、事前に契約内容について説明してください。

▶3 保険契約申込受付証をお受け取りください。

- 申し込みの際に当社所定の「保険契約申込受付証」を交付しますので、お受け取りください。
- 当社の保険契約の保険料払い込みや保険金支払いの取り扱いにおいて、預貯金通帳をお預かりすることはありません。

▶4 保険証券を確認してください。

- 「保険証券」***④**が届いたら、申込内容と違いないか確認してください。とくに、セット申込みをした場合は、「標準型商品」と「引受基準緩和型商品」のどちらが成立したか確認してください。

⚠ ご注意

●次の場合は、かんぽコールセンター **0120-552-950** にご連絡ください。

- ①「告知」に関して、不明な点があるとき
- ②郵便局または当社の支店の社員に、お客様の「保険料」や「保険証券」などを預ける際、万が一、「当社所定の用紙」ではなく、名刺やメモを渡されたとき
- ③「保険証券」や毎年送付するご契約内容のお知らせが、申込内容と異なるときや不明な点があるとき

*①しおり10P参照…「健康状態などの告知」
*②しおり39P参照…「指定代理請求制度」
*③しおり76P参照…「ご家族登録制度」
*④しおり14P参照…「契約の保障(責任)の開始と契約日」